

障害者活躍推進計画

機関名	有田川町 有田川町議会 有田川町教育委員会 有田川町消防本部 有田川町選挙管理委員会 有田川町監査委員
任命権者	有田川町長 有田川町議会議長 有田川町教育委員会教育長 有田川町消防長 有田川町選挙管理委員会委員長 有田川町代表監査委員
期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）
有田川町における障害者雇用に関する課題	有田川町においては、令和元年において障害者任免状況通報書による実雇用率が2.04%と法定雇用率を下回っている。法定雇用率については、令和3年4月までにさらに0.1%の引き上げが予定されており、積極的な障害者の雇用が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（令和6年6月1日時点）2.6% （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.04% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
③ ワーク・エンゲージメントに関する目標	前年度の基準を上回る。 ※初年度には実態に関するデータを収集する。 （評価方法）在籍している障害者に対し、アンケート等を実施し、把握・進捗管理。
取組内容	
① 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、有田川町役場総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、和歌山労働局等が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、和歌山労働局等に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○新規に採用した障害者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 <p>○ 時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p> <p>○ 本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>
④ その他	<p>○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>

この目標は、障害者雇用促進法第7条の3第1項の規定により作成したものです。